鳥羽市行政常任委員会会議録

令和８年６月１５日

〇出席委員（１２名）

委員長	濱口正久	副委員長	山本欽久
委員	倉田正義	委員	五十嵐ちひろ
委員	世古雅人	委員	瀬﨑伸一
委員	南川則之	委員	戸上健
委員	木下順一	委員	坂倉広子
委員	尾﨑幹	委員	世古安秀

議長　河村孝

〇欠席委員（なし）

〇付託議案

議案第５号　鳥羽市印鑑条例の一部改正について

議案第６号　鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第８号　断水に伴う損害賠償の額を定めることについて

議案第９号　鳥羽市立地適正化計画の策定について

〇出席説明者

・中村市民課長、横田課長補佐、大西係長

・岩井建設課長、鳥羽副参事、吉川課長補佐

・世古消防長、松井消防次長、鹿島田消防係長

・寺本水道課長、舟橋課長補佐、吉崎係長

・山田環境課長、奥村係長

・北村財政課長、中村課長補佐、榊原課長補佐（契約管財担当）

〇職務のために出席した事務局職員

議事総務係書記　岡村なぎさ

（午前１０時００分　再開）

○濱口正久委員長　皆さん、おはようございます。

ただいまから行政常任委員会を再開いたします。

初めに、本日は市議会サポーターの方が傍聴されております。

市議会サポーターの方に申し上げます。当委員会において議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛にお願いいたします。

また、当委員会の入退室につきましては、特段の事情がない限り、休憩時間中に行っていただきますよう、ご協力のほどお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、議案第５号、鳥羽市印鑑条例の一部改正について、議案第６号、鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、議案第８号、断水に伴う損害賠償の額を定めることについて、議案第９号、鳥羽市立地適正化計画の策定についての議案４件であります。

それでは、これより付託議案の審査に入ります。

議案第５号、鳥羽市印鑑条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

市民課長。

○中村市民課長　おはようございます。市民課、中村です。よろしくお願いいたします。

議案書１ページをお願いします。

議案第５号、鳥羽市印鑑条例の一部改正について説明させていただきます。

提案理由につきましては、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正をしたく本提案とするものです。

改正の内容としましては、２点になります。

新旧対照表の１ページから２ページをご覧ください。

１点目は、第５条第３項の規定です。片仮名表記による印鑑登録について、現在は非漢字圏の方を対象としておりますが、漢字圏の国の方であっても、本国における公的な身分証明書の氏名が漢字表記でない方については、片仮名でも登録できるよう、対象範囲を明文化するものです。

２点目は、第１４条第３項の規定です。今後新たにマイナンバーカードの機能を付加した特定在留カード及び特定特別永住者証明書が発行されることから、コンビニ等の端末機で印鑑証明書を取得できるよう、利用可能なカードとして規定に追加するものです。

なお、施行期日は公布の日からとしております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○濱口正久委員長　担当課の説明は終わりました。

議案第５号についてご質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

尾﨑委員。

○尾﨑　幹委員　これやっぱり外国人に登録してもらってカードを渡すわけですよね。そのカードを渡すのに、

やっぱり疑念とか問題点、かなり今上がっていますよね。そういうやっぱりマイナス点は、今後のことやと思うんやけれども、そういう議論はされましたか。今、国のほうでもやっぱり外国人の方が個人番号を持って、それを回し使いされておるというのがかなり問題になっていますよね。そういう面に関しては、うちは大丈夫という裏づけというか、そういうのは議論されましたか。

○濱口正久委員長　市民課長。

○中村市民課長　議員おっしゃられるように、やはり外国人の転入も増えていますので、その点については本国の身分証明書であったりですとか、そういうのを確認している状態でして、今後もそういう確認を徹底していきたいと考えております。

○濱口正久委員長　尾﨑委員。

○尾﨑　幹委員　しっかりとやってもらうことなんやけれども、ただ使い回しがされておるという、やっぱり国もしくは都道府県からかなり出ていますからね。しっかりと注意して事業をやってください。よろしくお願いします。

以上です。

○濱口正久委員長　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○濱口正久委員長　ないようですので、次に、議案第６号、鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

消防長。

○世古消防長　消防本部、世古です。よろしくお願いします。

提出議案３ページをお願いします。

議案第６号、鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について説明させていただきます。

提案理由につきましては、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、葬祭補償額を改正いたしたく本提案とするものです。

提出議案の４ページ及び新旧対照表３ページをお願いします。

一部改正の内容につきましては、葬祭補償が規定されています第１８条中「３１万５，０００円」を「３３万円」に改めるものです。

附則の第１項、施行期日につきましては、公布の日から施行になります。２項及び３項につきましては、経過措置を規定しています。２項は新条例の適用日についての規定、３項につきましては、内払いに関する規定になっております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○濱口正久委員長　担当課の説明は終わりました。

議案第６号についてご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上　健委員　１点お伺いします。

消防団員が業務中に殉職なさった場合、葬祭費のほかに別途弔慰金は支給されるんでしょうか。

○濱口正久委員長　鹿島田係長。

○鹿島田消防係長　消防本部、鹿島田です。お答えします。

そちらにつきましては、消防団員のほうの保険というのがありまして、共済基金等がかかっておりますので、そちらで対応させていただいております。

以上になります。

○濱口正久委員長　戸上委員。

○戸上　健委員　それは幾らから幾らの範囲でしょうか。

○濱口正久委員長　消防長。

○世古消防長　すみません、今ちょっと手元に資料がありませんので、ここではすみません、お答えをすることはできません。また後で回答させていただきます。

○濱口正久委員長　戸上委員。

○戸上　健委員　他市の事例を見ますと、葬祭費のほかに消防隊員が業務中に殉職なさった場合、太宰府市は７５０万円以上２，５２０万円以下、久留米市４９０万円以上２，５２０万円以下、かつらぎ町１，０００万円、そういう数字が出ておりますので、鳥羽市の場合、現職の消防隊員が業務中に殉職なさった場合にどういう保障があるのかと、この葬祭費のほかに、知りたかったわけです。葬祭費として３３万円というのは、僕は非常に低いんじゃないかというふうに思いますけれども、別途弔慰金が出ておるのであれば、その範囲内でまた賄えるんじゃないかというふうに思いましたので、質問をしました。

○濱口正久委員長　消防長。

○世古消防長　すみません、弔慰金も、今ちょっとすみません、全体の私この条例のやつ持っていませんけれども、戸上委員言われたとおり、ほかの自治体と一緒に、国の基準に基づいて弔慰金を支給することになっていると思いますので、お願いします。

○濱口正久委員長　よろしいでしょうか。

○戸上　健委員　結構です。消防長おっしゃったように、後から鳥羽市の場合の額というのを教えていただけるということですので、それを委員長のほうでお願いいたします。

○濱口正久委員長　はい。

ほかにございませんか。

世古委員。

○世古安秀委員　今回上げていますけれども、これまでに鳥羽市のほうでそういう殉職されて支払ったという、そういう実例というか、そんなのは過去にどういうふうにつかんでおりますか。

○濱口正久委員長　消防長。

○世古消防長　すみません、私が知る限りでは、殉職された方というのはちょっと認識はしていません。ただ、もしあった場合は、この基準に基づいて支給はさせていただきます。

○濱口正久委員長　世古安秀委員。

○世古安秀委員　あってはならんことですけれども、もしそういうふうなことがあった場合は、きちんとこの基準とプラス国の基準も何かあるというふうなところ、戸上さんの先ほどの答弁の中ですので、十分に考えてあ

げていってほしいと思います。

以上です。ないということですね、これまで。

○濱口正久委員長　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○濱口正久委員長　ないようですので、次に、議案第８号、断水に伴う損害賠償の額を定めることについて、担当課の説明を求めます。

水道課長。

○寺本水道課長　おはようございます。水道課長の寺本です。よろしくお願いいたします。

議案書６ページ、議案第８号、断水に伴う損害賠償の額を定めることについてご説明いたします。

提案理由といたしましては、地方公営企業法第４０条第２項及び鳥羽市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第６条により適用する地方自治法第９６条第１項第１３号の規定により、損害賠償の額を定めたく本提案とするものでございます。

損害賠償の原因につきましては、令和８年１月１日正午頃、小浜町で宿泊事業を営む者へ給水を行う管路が破損し断水したことにより、損害を与えたため、市はその損害について賠償するものでございます。

損害賠償の額は１３２万７，７８７円、損害賠償の相手方は議案書記載のとおりでございます。

委員長、引き続き、損害賠償の審査内容についてご説明させていただいてよろしいでしょうか。

○濱口正久委員長　どうぞ。

○寺本水道課長　ありがとうございます。

まず、宿泊施設側の損害の内容でございますが、断水により厨房で水が出ないため、バイキングメニューの種類を制限した。それから、ウエルカムドリンクが提供できず、ペットボトル飲料を購入して提供した。それから、温水プールの使用ができなかったなど、本来のサービスを制限せざるを得ない状況となり、当日のキャンセルはなかったものの、宿泊客に対し、宿泊料金の割引が行われました。

賠償額は、宿泊客に対する割引額、大人一律７，３００円、子供一律５，１１０円、幼児一律２，１９０円に係る金額となります。

本日提出しております行政常任委員会資料をご覧ください。

損害賠償の申請額は、割引額の総額１７８万５，５８０円、そこから消費税分を差し引いた１６２万３，２１２円に対し、売上高総利益率を乗じて算定した１３２万７，７８７円が今回の賠償金額となります。

なお、この賠償額は、本市が加入する日本水道協会の損害保険の審査を経ており、全額保険対応となります。

今回提出いたしました議案第８号の説明は、以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○濱口正久委員長　担当課の説明は終わりました。

議案第８号についてご質疑はございませんか。

五十嵐委員。

○五十嵐ちひろ委員　１月に議長と副議長に対して報告を行われた時点では、保険適用外になるというふうに報告されていたと思うんですけれども、これが保険適用になった経緯を教えてください。

○濱口正久委員長　水道課長。

○寺本水道課長　本来は、断水に対する保険適用というのは保険の対象にならないとなっております。ただ、今回、事故の原因について水道管の種類が硬質塩化ビニール管、口径が７５ミリメートル、それと１９６８年、５７年経過した管であるんですが、そこの２０１０年に修理箇所のジョイントが抜けていたということが原因となっております。この修理箇所のジョイントというものが、本来は外れないような形で施工されているべきところが、その対応ができていなかったということで、今回その損害が市にあるという判断の下、保険の対象となったというのが経緯となります。

以上です。

○濱口正久委員長　五十嵐委員。

○五十嵐ちひろ委員　ありがとうございます。分かりました。

これ保険使ったことによって、今後保険料が変わってくるということはあるんですか。

○濱口正久委員長　水道課長。

○寺本水道課長　保険料は増額となります。ただ、令和６年度に長岡地区で大きな断水がございました。その時点で増額になる上限になっております。令和６年度以前は、保険料は年間２２万円ほどなんですけれども、長岡断水後はその倍近く、４６万円程度まで上がっております。また、数年事故がないと元に戻るんですが、現在はそれぐらいの額に値上がりをしております。

以上です。

○濱口正久委員長　ほかにございませんか。

戸上委員。

○戸上　健委員　元日の昼に断水が発生したと、非常に不幸な出来事でしたけれども、水道課としては正月休みだったんだけれども、給水車を現場へ派遣するとか、そういう対応はなさらなかったんでしょうか。

○濱口正久委員長　水道課長。

○寺本水道課長　給水車も当時考えました。考えましたが、当時の状況としては、水道管から厨房に行くところだけは直圧で水を圧送していたんですね。それ以外の客室であったりとか、それ以外の場所については、受水槽からの水が送られておりました。問題は厨房を何とかするという形になるんですが、小型のタンクといいますか、そういうのを持って置きに行ったりもしたんですが、やっぱり使いづらいというか、そういうこともありましたし、給水車から直接水を送るということはちょっと技術的にはできなかったので、そういう対応となりました。簡易なものは持ち込んで対応しようとしたんですけれども、タンクを持ち込んで対応しようとしたんですが、それでは調理に使えるというか、そういう状況にはできませんでした。

以上です。

○戸上　健委員　分かりました。

○濱口正久委員長　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○濱口正久委員長　ないようですので、説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

（午前１０時１９分　休憩）

―――――――――――――――――――――

（午前１０時２３分　再開）

○濱口正久委員長　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、議案第９号、鳥羽市立地適正化計画の策定について、担当課の説明を求めます。

建設課副参事。

○鳥羽副参事　おはようございます。建設課の鳥羽です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の７ページをお願いいたします。

議案第９号、鳥羽市立地適正化計画の策定についてでございます。鳥羽市立地適正化計画を別冊のとおり策定することについて、鳥羽市議会基本条例第９条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、都市再生特別措置法第８１条に基づき、持続可能で効率的な都市経営を実現するため、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定等を内容とする立地適正化計画を策定したく、本提案とするものでございます。

本計画につきましては、昨年１２月の全員協議会において草案の説明をさせていただきました。その後、本年１月から２月にかけまして実施しましたパブリックコメント並びに先般開催されました鳥羽市都市計画審議会での答申を経て、本日最終案として議案提出に至ったものでございます。全員協議会から半年以上の期間を要しましたが、その間、市民の皆様から貴重なご意見を反映させ、本市の将来を左右する持続可能なまちづくりの計画として精度を高めてまいりました。本日はお手元の資料に基づき、特に重要なポイントに絞って説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料の１ページをご覧ください。

背景と目的でございます。本市における最大の危機は、言うまでもなく急激な人口減少と少子高齢化です。本計画は、都市再生特別措置法に基づき、住宅や医療、福祉、商業施設などの立地を適正な場所に誘導することで、効率的で持続可能な都市構造を目指すものです。

３ページ目の計画の位置づけをご覧ください。

本計画は、市の最上位計画であります第６次鳥羽市総合計画及び都市計画マスタープランを具体化するものであり、特に防災指針を含んでいる点が本市にとって極めて重要な意義があると考えております。

次に、３９ページをお願いいたします。

ここでは、本市の生活利便性や防災性を客観的なデータで分析しております。特に、６３ページの安全・安心の分析結果が示すとおり、防災上危険性が懸念される地域に居住している人口の割合が高く、現状のままでは利便性は高いが、災害リスクも高いというジレンマを抱えております。

次に、７５ページをお願いいたします。

ここでは、本計画の理念、方針について示しております。コンパクト・プラス・ネットワークを進める中でも、次世代にわたって海とともに生きる鳥羽らしい暮らしを継承し、地域の魅力と活力を高めていくことを目指し、「海の恵みと調和した持続可能な集約型都市」を理念として掲げております。また、まちづくりの方針として、多極型コンパクト・プラス・ネットワークの形成、鳥羽駅周辺の活性化、災害リスクの回避及び低減の三つの方針を示しております。

次に、具体的な区域設定についてご説明します。

７９ページからの誘導区域の設定をご覧ください。

まず、居住誘導区域ですが、本市では９６ページに示すとおり、黄色で着色されたエリアを設定しております。ここでのポイントは、８２ページに記載のとおり、洪水浸水深３メートル以上の区域と、津波浸水深２メートル以上の区域を原則除外したことです。命を守ることを最優先とした線引きを行っております。

次に、９７ページをご覧ください。

居住維持ゾーンの設定でございます。居住誘導区域の検討において、津波浸水深２メートル以上の区域を居住誘導区域から除外すると、鳥羽駅周辺などの中心市街地の多くが誘導区域から外れることとなりました。しかし、都市計画区域内の半数以上の人口が居住誘導区域外に住んでいることから、市独自の区域として居住維持ゾーンを設定し、引き続き良好な生活環境の維持に努めることとしました。

次に、９９ページをご覧ください。

都市機能誘導区域の設定です。鳥羽駅周辺や市役所周辺など、市民の生活を支える拠点を指定しております。ここで注目いただきたいのは、単独都市機能誘導区域です。災害リスクはあるものの、観光振興や利便性の観点から、どうしてもその場所で維持すべき施設については、個別に誘導区域を設定し、維持していく方針を明確にしました。

次に、１２０ページをご覧ください。

都市機能維持ゾーンの設定です。本市は観光業を主要産業とする観光都市ですが、用途地域外にも多くの宿泊施設が立地しており、それらの立地を維持する必要があることから、市独自の区域として都市機能維持ゾーンを設定しました。

次に、１６１ページをご覧ください。

誘導施策のところです。誘導施策とは、居住誘導区域への居住誘導、都市機能誘導区域への誘導施設の誘導を図るための方策のことです。空き家バンクの活用や地域交通の維持など、ソフト・ハード両面から設定した区域への立地を後押ししていくものです。

次に、１７３ページ、防災指針をご覧ください。

これまでの立地適正化計画は、集めることばかりが強調されてきましたが、本市は安全な場所へ移す視点を強化しております。

１９１ページをご覧ください。

高台市街地の形成に向けた検討結果でございます。将来的に浸水区域から高台へ移転が必要となる推計人口に基づき、２００ページでは約１３．５ヘクタールの面積が必要であることを算出いたしました。これに基づき、２０１ページから２ページにかけまして、５か所の高台候補地を示しております。これは、即座に事業化するものではございませんが、本計画に位置づけることで、将来の事前復興や大規模開発の際の公的な根拠となる重要な部分でございます。

次に、２０３ページをご覧ください。

定量的な目標値などの設定でございます。立地適正化計画は、おおむね５年ごとに施策の実施状況について調査、分析、評価を行う必要があります。計画の必要性や妥当性を関係者に客観的かつ定量的に提示し、ＰＤＣＡサイクルが適切に機能する計画とするため、２０５ページから２２０ページまでの１２の項目を設定して

おります。

次に、２２１ページをご覧ください。

立地適正化計画は、長期的に都市の体質改善を図る計画であるため、施策の実施状況や目標値の到達度を確認しながら、必要に応じて見直しを行うことが重要となります。ＰＤＣＡサイクルの考え方に基づき、進捗管理をしていき、着実な実施を図っていきます。また、おおむね５年で実施する法定評価では、都市計画審議会において取組の達成状況等を検証した上で、施策や目標値の見直しを図り、必要に応じて計画の見直しを図っていきます。

最後となりますが、この計画が承認されることで、国からの交付金活用や民間投資の誘導、そして何より災害に強いまちづくりへの法的根拠が確立されます。鳥羽の海を愛し、この地で暮らす次世代に持続可能な鳥羽を引き継ぐため、本計画の策定につきまして何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げ、私の説明とさせていただきます。

○濱口正久委員長　担当課の説明は終わりました。

議案第９号についてご質疑はございませんか。

尾﨑委員。

○尾﨑　幹委員　立地適正のこれで防災指針の中に一つ施設のやっぱり堅神の火葬場、これを入れとかなマスタープランで、火葬場なんか移転したり焼いたりする場合は、やっぱりマスタープランに示していかないかんわけやで、ここにも載せておかないかん一つじゃないかなと思うんですけれども、そこら辺はどうですか。

○濱口正久委員長　副参事。

○鳥羽副参事　火葬場の移転という話が前々からあると思うんですけれども、まずは都市マスタープランにその旨を謳うということが重要だと考えていまして、それに謳われたら、この立地適正化計画に反映されてくるというような形になると思います。

○濱口正久委員長　尾﨑委員。

○尾﨑　幹委員　やっぱりあれも一つ一緒のようにやっていかな、最後のほうで土地の高台移転というんがのっておったもんで、これもやっぱり一つの火葬場自体はしていかないかんのじゃないかなと思ったもんで、審議員でその議論をしてへんだもんで申し訳ないんやけれども、本来やったらここにもうのせるべきかなと思ったんやけれども、そういうとマスタープランがやっぱりあれ根拠になるもんで、あれにのってへんだら移転もできひんだら改築もできひんようになってしまうというところら辺を、今お答えいただいた中身で理解はしたんやけれども、できるもんならこういう流れの中の一部としてやっぱりしっかりと植えつけていかな、もう早くあれは建て替えて高台に上げやないかんという一番のやっぱり問題点かなと思っていますので、そこら辺を頭に入れて進めてください。

以上です。

○濱口正久委員長　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○濱口正久委員長　ないようですので、以上で付託された全ての議案について説明を受けました。

続いて、採決に移る前に、委員の皆さんで討議したい案件はございますか。

（「なし」の声あり）

○濱口正久委員長　ないようですので、説明員入退室のため、暫時休憩いたします。

（午前１０時３６分　休憩）

―――――――――――――――――――――

（午前１０時４８分　再開）

○濱口正久委員長　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

消防長。

○世古消防長　消防本部、世古です。

うちの鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正する条例の中で、戸上委員から質疑がありました消防団員等が殉職した場合の死亡の額の件なんですけれども、うちの担当係長からは保険の関係の答弁をさせていただいたんですけれども、この一部改正している条例の中の第１０条には、亡くなった場合、遺族補償年金または遺族補償の一時金を支給することになっていますので、修正して答弁をさせてもらいます。

以上です。

○濱口正久委員長　よろしいでしょうか。

それでは、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第５号、鳥羽市印鑑条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

（起　立　全　員）

○濱口正久委員長　ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第５号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第６号、鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

（起　立　全　員）

○濱口正久委員長　ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第６号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第８号、断水に伴う損害賠償の額を定めることについて、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

（起　立　全　員）

○濱口正久委員長　ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第８号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第９号、鳥羽市立地適正化計画の策定について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

（起　立　全　員）

○濱口正久委員長　ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第９号については原案どおり可

決することに決定いたしました。

以上で当委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

それでは、その他の通告が出ていますので、説明員交代のため、暫時休憩いたします。

（午前１０時５１分　休憩）

―――――――――――――――――――

（午前１０時５２分　再開）

○濱口正久委員長　休憩前に引き続き会議を再開します。

その他の項に入ります。

ドライブへ共有してありますとおり、発言の通告が参っておりますので、順次発言を許します。

木下順一委員。

○木下順一委員　委員長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、動物死骸処理業務の実態と物価高騰等を踏まえた委託契約の適正化について確認をさせていただきます。

市道などに動物の死骸ちょくちょく見かけられると思うんですけれども、その回収したり処分されたりすることは、公衆衛生とか悪臭防止、道路環境、交通安全に関わる市民生活に身近な業務だと思っております。今回は、この業務を安定して続けていくために、現在の対応や契約、単価の考え方が実態に合っているのか、そのあたりを確認をさせていただきます。

それでは、通告に沿って５点ほどお伺いさせていただきます。

まず、１点目の業務の実態についてですけれども、市道など、公園も含めてですけれども、鳥羽市内の市有地の中で動物の死骸が見つかった場合、市民等の方から通報というか連絡が来るわけですね。動物、小動物であるとか、イノシシ、鹿なんかも含めて、こういうものの死骸があるので片づけていただきたいというような通報があって、委託されておる事業者さんがそれを現場確認に行って、そこで回収して処分場へ持っていくと、こういう流れやと思うんですけれども、その辺も一度詳しく説明していただいて、併せて資料も頂いておるみたいですけれども、環境課のほうから。年間の処理件数、小動物と大型の区分とか、腐敗や悪臭が強いもの、道路上にあって交通の支障となるものなど、通常より対応が難しい事案を環境課としてどのように把握されているのかをまず伺います。

○濱口正久委員長　環境課長。

○山田環境課長　環境課、山田です。よろしくお願いします。

業務の実態なんですけれども、動物の処理については、先ほど議員からもありましたけれども、死んでいると通報があった場合に、市道、歩道、側溝、公園などは環境課で対応しています。また、農道であったりとか、林道、海岸の死骸については農林水産課で対応しているところです。その業務の相手先なんですけれども、市内の一般廃棄物収集運搬業者に死骸の処理を依頼して対応していただいているところです。

今回提出させてもらった資料を見てもらったら、３か年分の動物の死骸処理件数を入れさせてもらいましたので、簡単にちょっと説明させてもらいます。

５年、６年、７年なんですけれども、これ市民から通報あった表を基に作っていますので、市道、県道でありますので、志摩建設事務所の案件も入っています。その真ん中のところの事業者というところが業者に頼ん

だ件数でして、その他というところは清掃センターであったりとか、農林さんに対応してもらっているところです。５年を見ると、業者に頼んだ件数が小動物３８件の大型の動物はありませんでした。６年は、業者に頼んだ小動物の件数は３８件で、大型が４件、合わせて４２件です。令和７年度は、業者に頼んだ小動物の件数が４６件で、大型が８件、不明、これは動物小さ過ぎて何の動物か分からんとか、あと引かれておってどういったものか分からんということがあったので、２件というカウントさせてもらって、合計５６件となっています。

腐敗や悪臭が強いものとかに関しては、その通報があった時点で、ある程度住民の方がお伝えしていただけますので、そういったものを環境課のほうで留めておいて、業者さんのほうにお伝えして対応していただいているという流れになっています。

以上です。

○濱口正久委員長　木下委員。

○木下順一委員　今、環境課長から説明のように、流れとか処理件数は大体分かりました。また、環境課で委託しておるのは、一般廃棄物処理業者に委託をされているということでした。

それで、次の委託契約上の位置づけについて伺わせていただきますが、これはこの動物死骸だけ単独で契約されておるものなのか、今言われた一般廃棄物処理業者に、その処理しておる中に入っておるのか、混ざっているのか、その辺ちょっと契約上のことを教えてください。

○濱口正久委員長　環境課長。

○山田環境課長　お答えします。

一般廃棄物収集運搬業務の一部として履行しているんではなくて、あくまでも単体の業務となっています。業務としては、動物の死骸を回収してもらってエコセンターまで運搬してもらう内容で、手数料という形で予算は支出しているところです。

以上です。

○濱口正久委員長　木下委員。

○木下順一委員　分かりました。

それでは、３番の作業負担に応じた区分、今手数料でお支払いしておるということですけれども、回収するのにも１件１件状況が違うと思うんですね。そのあたり、時間帯によっても違ってきたりもするし、その辺がどうなっておるんかなというのがあるので、契約上どういう形態というか、状況によって違うし、時間にもよって違う、その辺のすみ分け、ちゃんと整理されておるんかなというのをお聞きしたいと思います。

○濱口正久委員長　環境課長。

○山田環境課長　お答えします。

現行では、平日とか休日に料金の差異はありません。また、回収によっては、先ほども言わさせてもらった、引かれていたりとかして時間を要するパターンもあると思うんですけれども、作業時間が長くなるケースでも料金に違いはないというような形で画一的な料金設定になっています。

以上です。

○濱口正久委員長　木下委員。

○木下順一委員　一律同料金というような今答弁やったと思うんですけれども、やっぱり違いが当然あると思うんですね。時間帯にもよるし、昼間が多分多いんかとは思うんですけれども、夜間、深夜、休日とかいろいろあったりするので、その辺の設定はやっぱり変えていかないかんかなとも思うし、作業負担も１件１件同じものは全然ないと思うので、例えば市道上であって交通整理員が行ったりとかいうような場合も中にはあるやも分からへんし、その辺は今までのを整理して考え直していくというか、そのあたりは環境課としては考えをお持ちなのか、ちょっと伺わさせてください。

○濱口正久委員長　環境課長。

○山田環境課長　収集するのにいろんなパターンがあると思うんです。一般廃棄物収集運搬の作業中、午前中になると思うんですけれども、そのときに通報があれば、比較的簡単に現場に向かって回収するということはできるかなと思うんですけれども、先ほど委員言われたとおり、例えば土日であったりとか、作業困難な場所に動物があったりとか、あとは午後から業者さんはもう一旦事務所に帰られて、昼からまた別の業務とかあると思うので、その時間帯でもこちらから依頼して対応しているということもあるので、幾つかの料金のパターンを設けて設計するのが本来の形かなと思うので、そこは前向きにちょっと考えたいなと思っています。

以上です。

○濱口正久委員長　木下委員。

○木下順一委員　その答えがいただきたかったわけですけれども、今ここまで聞いてきて、業務の実態やら契約上の位置づけ、それから夜間、休日等の時間帯や作業負担に応じた区分について確認をさせていただいたんですけれども、その上で今現在の単価がどういうふうになっているのかというのを伺いたいと思いますし、これまでに単価を見直しを行ったものがあるのか、その辺も伺いたいと思いますし、その見直しがあった場合には、それは例えば人件費であるとか、運搬費、車両費、動物処理するので衛生用品、その他もろもろ諸経費などがそれには反映されているのかどうか、ちょっと伺わさせてください。

○濱口正久委員長　環境課長。

○山田環境課長　現在は、小動物は３，０００円、大型動物、イノシシとか鹿は６，０００円という単価設定を行っています。その積算根拠なんですけれども、詳細は不明なんですけれども、環境課において予算措置された当時から一律２，０００円という設定で運用されてきました。７年度に私来てから、業者さんからもちょっとお話をいただいたこともあったので、一律２，０００円ではなく、小動物２，０００円、大型動物６，０００円という料金を１回改めさせてもらいました。大型動物は複数名で対応したりとか、小型の動物よりも対応する時間がかかったりとかするということもありますので、ちょっとそちらを余分に見てそういう料金設定にさせてもらいました。ただ、料金の設計に当たって、もうちょっと細かく設定することはできると思いますので、そこは今後また考えていきたいと思っていますし、８年度からは小動物２，０００円だったというのを３，０００円、こちらも物価高騰とかいろんなこともあって、また業者さんからもちょっとご相談があったこともあったので、予算の範囲内で対応できるということで判断して、そういう対応を今しているところです。

以上です。

○濱口正久委員長　木下委員。

○木下順一委員　今、７年度までは２，０００円で、業者さんからの依頼もあって３，０００円に、小動物ですよ、

上げられたと。このあたりは評価したいとは思うんですけれども、この小動物、通報あって処理するまでに３，０００円、大型で６，０００円というような単価ですけれども、これが実際実態に見合っておるというふうに環境課では判断されているのか、いや、そうではないのか、再度ちょっと答弁いただきたいと思うんですけれども。

○濱口正久委員長　環境課長。

○山田環境課長　志摩建設事務所さんの例えば休日の対応であったりとかすると、土木業者さんに依頼してしますので、そういうときには物価本というか、適切な評価額を基づいて業務を履行されていることもあると思いますので、そこら辺をちょっと勘案しながら、環境課でも果たして今の３，０００円、６，０００円という料金体系が適当なのか、妥当なのかというのを再度検討した上で、また判断したいなと思っているところです。

以上です。

○濱口正久委員長　木下委員。

○木下順一委員　今、環境課長のほうから、志摩建設事務所さんかな、その料金設定の話が出たんですけれども、今の３，０００円、設定の仕方がちょっと違うんですね。環境課の場合、うちの場合は１件、小動物の場合３，０００円、土木事務所さんでやられておるのは時間幾らと。時間ですので、１時間で処理できれば１時間の単価、今の鳥羽市の３，０００円の５倍の単価はあります。これは確認をさせていただきましたけれども、ですので、業務によっては時間がかかってしまうものもあったりするので、１時間で終わるか、２時間で終わるか、鳥羽市の場合ですと何時間かかろうが１件３，０００円ということになるので、これはちょっと業務作業の実態にはちょっと合っていないんかなと思うので、その辺はまた考えていただきたいと思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。

くどいようですけれども、環境課長、今の実態に合わせて、次年度以降でもいいんですけれども、予算要求であるとかそういうものに反映していくおつもりがあるのか、お聞きさせてください。

○濱口正久委員長　環境課長。

○山田環境課長　私、環境課に来ていろいろちょっと見させてもらって、やっぱりおかしいところはあると思うので、適宜直しているところはあるので、この動物の死骸処理についても直せるところはあると思いますので、前向きに捉えて対応したいなと思っています。

○濱口正久委員長　木下委員。

○木下順一委員　今の環境課長の答弁を受けて、財政課にも少しお聞きしたいんですけれども、今小動物が３，０００円の大型が６，０００円ということで、今環境課のほうで、積算根拠に基づいて志摩土木さんの状況も勘案した中で、次年度予算要求された場合に、今まで３，０００円やったものが今現在でも５倍ぐらい違うので、急にぼんと上がったりして、これは何やということにならんように、やっぱり積算根拠に基づいて予算要求上がってきたものを、前例にとらわれることなくちゃんと予算編成の段階で見たっていただけるのかどうか、財政課長の見解をちょっとお聞きしたいと思います。

○濱口正久委員長　財政課長。

○北村財政課長　財政課、北村です。よろしくお願いします。

先ほど環境課長からも答弁ありましたとおり、今回はご質問は委託料ということでしたけれども、実質は役

務費の手数料で支出しております。また、令和７年度と令和８年度の予算を比較しても、一応１．５倍ぐらいの予算を令和８年度はつけていることにはなっております。そんな中で、財政課としましては、業務内容を熟知している担当課のほうで、設計の段階から最新の労務単価であったり市場価格を調査把握をして積算を行っているというふうに認識をしているところです。また、令和８年度の当初予算では、物価高騰の影響を受けやすい経常経費において、枠配当の範囲内で前年比１０２％で要求をさせております。今後につきましては、例えばさらなる物価高騰等がある場合は、手数料や業務委託も含めて、今後担当課の調査とかを受けて、また予算要求で検討はしていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○濱口正久委員長　木下委員。

○木下順一委員　財政課長、ありがとうございます。

それで、最後のほかの委託業務を含めた全庁的な確認や検証について、財政課長にお尋ねするんですけれども、今回たまたまこの動物死骸の処理の委託のことでちょっと質問をさせていただいたんですけれども、ちょっと見落とされがちな業務ではあるとは思うんですけれども、こういう業務がほかにも、物価高騰で１０２％は言われましたけれども、こういうのがほかの業務でも、今までこうやったからこの単価とか、昔からこうやとかいうようなんがないようにしていただきたいので、そのあたりは財政課か総務課長かちょっと迷ったんですけれども、財政課長に来ていただいておるので、そのあたりはやっぱり予算上げてくる前にしっかりと点検してもらうとか、確認して出してくるようにというような指示をしたっていただきたいと思うんですけれども、そのあたり財政課長の見解をお伺いしたいと思います。

○濱口正久委員長　財政課長。

○北村財政課長　今、委員からいただいたご指摘につきましては、また庁内のほうで共有させていただきたいと思います。

以上です。

○濱口正久委員長　木下委員。

○木下順一委員　ありがとうございます。ぜひ前向きに検討していただいてやっていただきたいと思います。

以上で、その他の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○濱口正久委員長　木下順一委員の通告を終わります。

以上で通告によるその他の項を終わります。

続いて、現在２班体制で実施している所管事務調査の中間報告を行いますので、説明員退席のため、暫時休憩いたします。

（午前１１時１２分　休憩）

―――――――――――――――――――――

（午前１１時１４分　再開）

○濱口正久委員長　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

皆様ご承知のとおり、昨年６月に開始した所管事務調査につきましては、各班それぞれ鋭意調査を進めていただいているところではありますが、９月の政策提言を目指すためにも、各班の調査状況を確認した上で、今

後の進め方について協議を行いたいと思います。

それでは、１班から順番に調査状況の報告を求めます。

倉田委員。

○倉田正義委員　所管事務調査１班、倉田です。

○濱口正久委員長　マイクをお願いします。

○倉田正義委員　改めまして、所管事務調査１班、倉田です。

報告をさせていただきたいと思います。資料は紙ベースになりますが、表裏Ａ４、１枚ということで、そちらに従って報告をさせていただきます。

１班では、昨年度よりテーマ、新しい自治会の在り方と可能性についてというところで調査を進めております。

趣旨につきましては、以前にも少し申し上げましたが、人口減少、少子高齢化、特に過疎化が加速する地域、こういったところでは自治会役員の成り手が不足、また自治会活動等も縮小されています。組織の確立、運営、活動が現状として維持できない、そんな様子がうかがえます。このことは、今後も人口減少、過疎化が進むであろう鳥羽市全域における課題であり、今後のよりよい市民生活の維持発展、このために市民の最も身近な自治組織である自治会、町内会のこれからの在り方が問われるというところでの設定となります。まず、そのために、人口減少、過疎化等の実態に対応したこれからの新しい自治会の組織、運営等の在り方について調査研究を現在行っておるところですが、今後の可能性について追求を行い、具現化につなげていきたいというふうに考えています。

仮説ということで、対策と期待される効果について、２点目に申し上げます。

鳥羽市内４６の町内会、自治会がありますが、これを地区ごとに統括した組織を設定することで、各地域においてはしっかりとした自治組織の確立、運営が可能になるのではないかと。そのことによって、次のような効果が期待できるのではないかという仮説に基づいています。

１番、地区ごとに統合した自治組織を置くことで、これまでの町内会要望が行政に届きやすくなり、同時に行政の財源の受皿といった組織になることで、地域課題の確かな解決につなげることができる。

二つ目は、組織力が高まることで、地域資源についての各地区における課題、今後の活用等を直視したものとなり、利活用に向けた実働性を高めることができるのではないかということです。

三つ目は、関係人口、加えて企業等の関係人口の創出と拡大、各世代の居場所づくり、地域創生等に関わる今後の課題、対策についても、地域の実態に即した具体的な方策、行動計画が見いだせることが可能であるというふうに考えています。

提言に向けては、このあたりの３本柱がさらに肉づけができるものになればなという状況にあります。

調査内容として経過を中心に申し上げます。

１番、視察については、伊勢市において、昨年１１月１３日、まちづくり協議会についての調査を行いました。松阪市については、先月５月２８日に松阪市の住民自治協議会について視察を行っております。

調査事項としては、２番に上げたように、自治組織の概要経過、区分分け、財政支援、主な活動、現状と課題、対策、それから条例等の策定、このあたりの調査を進めております。

裏側にいきます。

現状、成果・概要ということで、一部そこへ上げさせていただきました。

一つ目は、町内会合併により、行政区域が拡大した松阪市、伊勢市、そういったところにおいて、地域と行政との連携、協働が困難になることがある。そんな対策として、おおむね小学校区を基準に協議会を設置されています。松阪市においては、例えば４５０自治会がありますが、１０ブロック、全４３協議会に束ねて設置をしておるという状況があります。

二つ目、財政支援については、事務費や役務費、活動費等、こういったものを基盤に、均等割プラス人口・世帯数に応じて各協議会に支援を行い、さらに特定事業に対しては助成金が加算されるというような仕組みを取っています。例として松阪市を挙げますと、財政支援総額は１億２，０００万円、特定事業加算とかふるさと応援寄附金、あるいは元気応援事業採択といった取組を行い、加算をしているという形です。

３番目に、人的支援については、伊勢市では地区担当制度というのを取り入れて、市の課長級以上の職員が各協議会に数名配置されると。そういった中で、各協議会に行政情報の提供を行ったり、事務のサポートを行っているという形が取られています。

最後に、両市共に計画が策定されてから協議会が設置されるまでに、数年以上期間を要しています。鳥羽市においても同様な状況が想定されるのではないかなというふうに思います。

これまでの調査を受けまして、今後ですが、鳥羽市の自治会連合会とまた懇談を必要とするというところがあります。また、関係所管としては、市民課との情報共有、それと、これまで視察してきたところは規模が大きい伊勢市、松阪市、特に市町村合併のあった市ということもありまして、さらに人口規模がよく似た市町の状況も捉えていく必要があるのかなという話が今進んでいます。それらを受けて、９月はちょっと厳しいのかなとは思いますが、年度内に提言書の策定を行いたいという考えでいます。

一応ここまでの説明をさせていただきました。また委員さんのほうで補足等ありましたらよろしくお願いします。

以上です。

○濱口正久委員長　ありがとうございます。

続いて、２班に移ろうかな。また後で補足説明は。続いて、２班のほうから報告をしていただきます。

山本委員。

○山本欽久委員　２班のほうで班長しております山本です。よろしくお願いします。

報告させていただきます。

ドライブに入れてあります資料のほうをご覧ください。

まず、前文のほうですが、今現在ちょっと班の中で検討中であります。

調査事項といたしましては、主なテーマとして、市民目線から見た行政のあり方ということです。

一つ目の柱として、再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全調和に関する事、二つ目、遊休公共施設等の総合的かつ計画的な管理及び有効活用に関する事、三つ目、子供・中高生・高齢者の居場所づくりに関する事ということで三つの柱を設けております。

調査目的として、現状の洗い出し、市民のさらなる利便性の向上、市民に寄り添う行政のあり方というもの

は一体どういうものなのかということで、どういった取組ができるかといった視点に立って市民目線から見た行政のあり方というものを提案することで、第一義的な調査目的といたしております。

調査期間は昨年９月から今年の９月まで、委員としてはこの方々です。

次のページいきまして、過去やってきた検討の会議等です。９月から検討会議入りまして、大きなテーマと、先ほど三つ上げた中テーマを三つ決めました。同月、それ以降に各課のヒアリングをしております。それぞれ各課のヒアリングを行った後、今年に入ってから、ユースセンターズオノミチの方々のオンラインで研修を行いました。こちらは中高生と居場所づくりに関することでオンラインでしまして、それぞれいろいろ書いていただいております。

その後、次いきまして、その後また２月２０日に愛知県の豊明市の社会共生課の３名の方にオンラインでまた研修を行いました。内容といたしまして、豊明モデルということについてです。こちらも居場所づくりについて、非常に全国的にも先進事例ということで大変勉強になりましたので、こちらのほうも内容もざっと書いてございます。

その後で、調査報告からの政策提言ということで、２ページ、３ページぐらいにわたって内容を書いてございます。

一つ目の再生エネルギーのところですけれども、実際、現状として環境課のほうと県と連携をしてやっていただいておる中ではありますけれども、もっとしっかり監視等していただきながら、連携を強く今後も維持をしていっていただきたいというふうな要望です。

二つ目ですけれども、遊休公共施設等、この管理、有効活用についても、まだまだばらばらになっているところがあるということで、窓口の一本化等しっかりしていただきたいと。行政として分かりやすく、しっかり今後有効に活用していただきたいというふうなことを要望としております。

三つ目、子供・中高生・高齢者の居場所づくり、こちらもまだまだ本市にはたくさんこういうことをやっておられる方々が散見しておりますけれども、この方々がばらばらになっているような、ばらばらにそれぞれやっている、市としてもばらばらやっているというような状況、これまず一つまとめてやってみてはどうかと。最初はここも窓口一本化とかして、もっとばらばらにやるんじゃなく一つの方向を向いてということで提言をさせていただいております。

ということで、三つのこの辺が大体１４ページぐらいまで調査報告になります。あとは資料になっております。

以上、これざっと報告のほうは中間報告としてはこれ以上になります。また、後ほどそれぞれ補足等あれば、２班の委員のほうから説明をつけたいと思います。

以上です。

○濱口正久委員長　ありがとうございました。

それでは、まず最初に、１班、２班等々の報告について、補足等々ありましたらお願いいたします。よろしいですかね。

（「なし」の声あり）

○濱口正久委員長　それでは、ここから各班の調査状況を基に、今後所管事務調査をどのように進めていくか等

について協議したいと思いますが、ご意見いただけますでしょうか。

瀬﨑委員。

○瀬﨑伸一委員　２班は９月の本会議がリミットかなという動きを取らせていただいているつもりなんですけれども、１班のほうのこの中間報告見ると、年度内ということですもので、ちょっと周期にばらつきがあるかなと思うんですけれども、それを可とする方向もありやと思うんですけれども、ただ、提言書を提出していただく、施行していただくというふうになってくると、やっぱり一つのテーマ、１回で済ませるべきかなと思うんですけれども、その辺ちょっとすり合わせていただきたいなというところが感じたところですけれども、どうでしょう。

○濱口正久委員長　今ご意見いただきましたけれども、それについていかがでしょうか。

木下委員。

○木下順一委員　１班のほうは、これにも記述があるようにちょっと年度内ということで、今合わせたほうがいいんではないかというようなことですけれども、我々のこの提言についてはあんまり予算も伴わないし、これを仮に提言した、随分期間がかかるというような記述もあるかと思うので、合わせるとなると、２班の方に１班に合わせるというような格好になっていくかと思うんですけれども、もうおおむね２班さんの提言できておるので、その辺を一体に出すのがええのかどうかいうのは皆さんのご意見もあろうかと思うんですけれども、ちょっと合わせるとなると厳しいのかなというような状況ですね。

○濱口正久委員長　ほかにございませんか。

尾﨑委員。

○尾﨑　幹委員　ちょっと戻るか分からんけれども、その２班の言葉のあやがやっぱりちょっと問題な、悪意とか、これ認可制度で行われておるんさ、対応……

（「ページ」の声あり）

○尾﨑　幹委員　１２かな、２班の。１２ページの下段の１というところですよね。悪意の事業者によってと書いてあるんですけれども、これはやっぱりちょっと考えやな。

○濱口正久委員長　瀬﨑委員。

○瀬﨑伸一委員　僕、書いたところなんですけれども、ごめんなさい、ちょっと法律用語かも分からんですけれども、善意、悪意というのは、いいとか悪いとかという意味じゃなくて、知っている、知っていないという意味です。知っているということが悪意、知らないということが善意という意味合いの言葉ですもので、もし表記に不適があるんであれば、そのように変更はできます。

○濱口正久委員長　尾﨑委員。

○尾﨑　幹委員　瀬﨑君がその訴えられた方の話を聞いて、その反対側の話を聞いて、両方との話の中でこの言葉を使うならそれはいいと思うんです。その両方とはちゃんと聞いていますか。そこですよね。これ訴えられたら民事でやられるわけですよね。認可制度ですから、判この世界なんです。だから、僕も県へ行って何べんもお話ししておるんやけれども、やっぱりこれは本当に長くなるんやけれども、地方分権なんですよ。三位一体の改革の一部なんです。だから、こういう流れができてきて、そこの業者は鳥羽市の判こで事業が行われてきたと。違法があればペケなんですよ。そやで、相手側の話も聞いてもらったかなと僕は言われました、県へ

行って。おまえのところの風致地区の委員会やろと言って。そういう部分で、この悪意というのをちょっと変えるほうのがええんちゃうんかなと思ったもので、ちょっと報告させてもらいました。

○濱口正久委員長　南川委員。

○南川則之委員　２班のことも、今回は中間報告として、今まで議論してきたところをまとめていただいたのを発表させてもらったということで、９月の本当の提言に向けて中身についてもいろいろ精査しながら、みんなで考えていくということになっていますので、その辺もいろんな言葉の文言のことも議論し合った中で、最終の提言書というのを作りますので、今日いただいた意見も反映しながらやっていきたいと思っております。

○濱口正久委員長　ありがとうございます。

一旦中間報告ですので、これ……

○尾﨑　幹委員　中間報告やでという話ではない。

○濱口正久委員長　最終的に提言書として出すときに採択があると思うんです。提言書を出す。そのときにも、それでいいかどうかというのもきちんとさせていただかないといけないかなと思っていますので、今の時点ではおっしゃったような形で多分もんでいただくということで。

世古安秀委員。

○世古安秀委員　中間報告やけれども、これ今現在ネットには出ていないの。

○濱口正久委員長　出ています。

○尾﨑　幹委員　放映していないんやろ。

（「放送しています」の声あり）

○尾﨑　幹委員　そしたら、もう一緒のことですやんか、委員長。

○世古安秀委員　こういう言葉をやっぱりこの中間報告で出すというのは、やっぱりちょっと考えやないかんかなと思うので、その辺さっき尾﨑委員も言われたように、太陽光発電はきちんと県の許可も得て認定も認証も得て事業もやっているわけですから、それに対して悪意の業者とかという、そういう言葉は、これはちょっと考えやないかんのかな。

○尾﨑　幹委員　昔ならもう問題です。僕らの時は。

○濱口正久委員長　さっき訂正があって、そういう意味じゃないということでしたけれども、また検討させていただくということですので。

○世古安秀委員　そうしてください。

○濱口正久委員長　議長。

○河村　孝議長　そこの再生エネルギーの言葉遣いのところやと思うんですけれども、基本的には、１班も２班も住民に対してとか業者に対してではなくて、行政に対して市議会として政策提言をしてもらうというのが基本的なスタンスですね。そこのためのエビデンスとして調査をしてもらって様々な事実確認を行ってもらったというのが、今までの調査の期間やったと思うんですけれども、瀬﨑委員が調べた中での多分これ美台のことを言うておると思うんですけれども、そこについての違法性、もしくはそれに近いことが事業者の中であったのか、県と市と当然議会としてもヒアリングもしましたけれども、その中で、例えば森林法等々に引っかかる可能性があるような事実認定があったのかどうか、その辺をまず整理したほうがいいんじゃないのかなと思う

んですけれども、瀬﨑委員が知る限りの情報ではどうなんですかね。僕の認識ではかなりグレーな部分があったというふうに認識しているんですけれども。

○濱口正久委員長　瀬﨑委員。

○瀬﨑伸一委員　おっしゃるとおりで、美台の１件については、私も住民説明会があるというときには何度か同席もさせていただいたこともあるんですけれども、実際のところ、県の部、いろんな時系列があったんですけれども、県の方に言わせますと、いわゆる根本のところが森林法にのっとったところの森林開発というところの許可を申請せなあかんという中で、申請をしないまま事前に着手をした。要はいわゆるそこというのはもう完全に私は法から逸脱しているところやなというところで、もう入り口、一丁目一番地のところが逸脱をしているという中で、ただ、現実としては工事はもう行われておるという中で、これから今現状もう進んでいるという中でどういうふうな対策が取れるんだということを、本当に住民の皆さんも県の方も、そして市の環境課も検討はしている中なんですけれども、やはり僕のこの言葉に関しては、悪意というのは先ほど説明したとおりに、その業者さんはもしかしたら法の抜け穴というか、あらの部分を知った上でやっているんじゃないかと思われるような外形がやはり認定されていますので、県のほうもそのように認識をされていますので、今現状は中止命令の状態まで行っていると思うんですけれども、中止命令を出せるということは、そういったようなことの認定があるというような方と我々は認識をしましたので、悪いという意味の表記じゃなくて、知っているか知っていないかということ、事実関係を知っているから悪意、知らないから善意、ごめんなさい、法律用語と言ってしまえばそうなので、あまり一般の方に使わない言葉かも分からないんですけれども、そのような表記にさせていただきました。事実としては、存在するというふうに私は認識しております。

○濱口正久委員長　尾﨑委員。

○尾﨑　幹委員　同じ案件が安楽島にある山剝がれとるところ、あそこも同じような案件で、これ一番問題は先ほど言った分権の三位一体の改革の中の一つであって、権限移譲を三重県は市町村にやっておるわけです。市町村は受け取っていない。その間に入った隙間であそこもやられたわけですね。これも一緒なんですね。だけれども、それが進んでいかないというのは、誰も責任を取りたくないもんでこうなってしまっておるという現状を本来は三重県の森林部がしっかりとしたらいいんです。もう何遍も僕もけんかしに行っておるもんで、けんかという言葉がええか悪いかは別として、そこをやっぱりちゃんとやっていかないかんのじゃないかなというのを三重県にまず本当に動いてもらわな、あそこが動かな何もできひんわけですから、うちは受け取っていないもんで、風致地区の権限にしろ、森林法にしろ、やっぱりここが問題で、一番の問題は都市計画内というやっぱり重要な部分にやられたということやと思っていますので、そこら辺、瀬﨑君の言うことはよく分かるんやけれども、また揚げ足、俺も取られておる部分があったもんで、三重県で大分やられましたもんで、そこら辺だけどうかなと思いましたもんで、すみません、そういうことがありますので、まだこれは続きますので、鳥羽市は受け取っていないから。

○濱口正久委員長　瀬﨑委員。

○瀬﨑伸一委員　先ほど南川委員もおっしゃっていただいたんですけれども、まだ中間報告ということで、表記に関しても不適な部分があるということであれば、もちろん直させていただきますし、我々が提言をしたい内容の真意が伝わりやすい文章に変更はかけていきますので、内容としては恐らく下段のところで言っているこ

とと一緒のことを言ってみえるかなと思うんですけれども、ちょっと分かりにくいということもあるかと思いますので、また班内のほうで検討をさせていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○濱口正久委員長　議長。

○河村　孝議長　もうお二人議論していただいた話のとおりやと思います。１個のところに限定してしまうと、なかなか政策提言としては難しいと思うので、いろんなパターンを考えていただいた上で、今回のところで起こった問題は何があかんかったのかというところは、皆さんの認識のように、尾﨑委員が言ったように森林法の枠組みの中では県に主導権があって、我々のところにも再エネに対する条例があるけれども、じゃどっちがどうやってどの権限において動くんやというところの初動がうまくかみ合わなかったというところが一つ美台の問題であったと思うんですよね。そこで、我々議会がヒアリングに乗り出して、そのままではあかんやんかというところで、市の行政に対しても県に対しても要望を行ったというのが事実だったわけですね。だから、そこをもっと我々が指摘する前に、自発的にちゃんと市民にコミットできるような体制づくりが必要ではないのかというところを多分瀬﨑委員は、２班さんは提言しようとしているところだと思うので、業者さん云々かんぬんというよりも、そこの体制をしっかり構築するべきではないのかというところをメインに政策提言していただくのが一番よいのではないのかというのが１点と、この再生可能エネルギーは太陽光発電だけではありませんので、そこの部分もしっかり踏まえて、風力、水力、ほか等々もありますので、その辺も含めてそのお言葉選び、提言の内容をもう少し広い視野でまとめていただくと、よりいい提言書になるのではないのかなというふうに感じました。

以上です。

○濱口正久委員長　ありがとうございます。

ほかに。

山本委員。

○山本欽久委員　また話ちょっと戻るんですけれども、９月に出すのと、その年度内というの、１班と２班で分かれておるわけなので、合わせるとなると、もう２班が１班のほうに合わせるというふうな格好になるんですけれども、今ちょっとまだ話が２班の中でできていないので、これも１回また２班で話し合ってということでも大丈夫ですか。今決めといたほうがええということですか。

○濱口正久委員長　議会事務局。

○岡村議事総務係書記　すみません、令和３年度に実施した所管事務調査で、そのときは３班体制で実施していたんですけれども、令和４年の６月に同じようにこのような中間報告の場を設けさせていただいたんですけれども、その際、２班、デジタル化の多分所管事務調査されていたところだと思うんですけれども、２班はちょっと政策提言がちょっと９月では難しいということで、ただせっかく調査したので、引き続き調査内容を精査して３月までに政策提言やりましょうという話になりまして、２班だけちょっと年度内、令和５年の３月にしたというふうな実績もございますので、別に今回そうなっても事務局としては問題ないということをお伝えさせていただきます。

○山本欽久委員　分かりました。

（何事か発言する声あり）

○濱口正久委員長　そうです。そこは皆さん決めて……

世古雅人委員。

○世古雅人委員　意見として言わせてもらいたいんですけれども、我々は９月がもうリミットというような思いでやっていたので、先ほど議長の提案というか、やっぱり中身の再度の我々のこのエネルギー問題についても、やはり海上とかいろいろ鳥羽市には最近また賛否の議論もある中で、そういったものも含めて、別に９月がリミットなのでそこへ合わせに行ったところがあるので、やはり我々も議論をしっかりしてまたもうちょっと延ばせるのであれば、１２月とか、また一緒に合わせるとかというのは可能かなと思いますので、我々２班でまた判断させてもらっていいですかね。そういった延ばす方向でもいいんかなと私は思うんですけれども。

○濱口正久委員長　いいかと思いますけれども、基本的には最初に話をさせていただいたときに、９月で政策提言というのは一応目指すということは、予算措置等々伴うものに関しては目指すということと、あと一応目指す方向としては９月ということだったんですけれども、しっかりとした調査内容が今のところもう少し調査した中で必要であるというふうに判断された場合は、それでいいのかなというふうに私は思います。せっかくなので、これはあくまでも政策提言をするための所管事務調査が目的ですので、しっかりとした調査をしていただきたいなというふうに思います。

議長。

○河村　孝議長　基本的には皆さんで決めていただいて、この委員会でご議論いただくのが一番いいと思うんですけれども、もともとの目指すところというのは、予算も含めて政策提言をするというところで、９月というのが基本スタンスでした。今の２班さんの内容を見ますと、今五十嵐さんが担当してくれているのかな、居場所づくりのところのなんかはもうまとまるんであれば早めに提言して、それこそもう予算組みもしてもらった方が、向こうが受け入れるならですよ、執行部側が。まさしく９月に間に合わすべき内容ではないのかなと、皆さんのご了承が取れればですね。だから、そこはそろえるのが理想なんでしょうけれども、もう今回２班さん、大きなテーマを三つ、少ない人数の中で調査していただいたので、全部が全部予算を伴う提言になるかといったらなかなか難しいと思うので、出来上がったものから順番にやっていくのも、９月は９月にできるものをやって、３月は３月にまとめるものもやるというのは、皆さんの了解があればできることではないのかなと思うんですけれども、その辺もちょっと皆さんにご議論いただきたいなと思うんですけれども。

○濱口正久委員長　ありがとうございます。議長が今言っていただいたとおり、皆さんの同意を得ればいいかとは思うんですけれども、皆さんのご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○尾﨑　幹委員　今議長の言われたようにね、できたものから出したらどうですか。そのお金が伴わないものと、まだ１班に関しては町内会との話合いすらもこれからやもんで、その内容によってはかなり変更もしくは方向性も変わる可能性があるんじゃないかと僕は思っていますので、それとやっぱり今回これ表示させてもらっておる中でも、委員長いいかな。

○濱口正久委員長　はい。

○尾﨑　幹委員　聞くの忘れたんやけれども、伊勢市も松阪もやっぱり平成の大合併やっとるわけですね。その内容と、うちみたいに単独で自立を宣言したところの内容がちょっと違うんです。そやで、１億２，０００万円という松阪市は、権限と税源が県から下りてへんかの調査せないかんのかなと思ってしまいまして、うちら

は一切。それで、１５年の大合併から１６年、１７年で合併したところに関しては、権限と税源が三重県からかなり動いています。その内容をちょっと調べていないもんで、これをまるっきり明確ではないもんで、今から委員長がやってくれるような流れの中でも、町内会の意見が一番大事に僕らはなってくるもんで、町内会とのやっぱり今からのいろいろな議論が新たなものに変わる可能性もあるもんで、議長が言われたように、やっぱりできたものから提言していったら、それが一番住民のためになるならば、それが一番正しいんかなと思っています。

以上です。

○濱口正久委員長　ありがとうございます。

今議長と尾﨑委員から出されましたけれども、できたものから順次出していくというご意見がありましたけれども、それについてはどうでしょうか。

世古安秀委員。

○世古安秀委員　ぜひそうしていただきたいと思います。特に、②のテーマの遊休公共施設等の総合的かつ計画的な管理、有効活用についてですけれども、今回、倉田委員のほうが一般質問でもされましたし、学校の遊休施設をどう活用するのかというふうなことも話されまして、ぜひこれはもう先々の方針も今計画を今年つくるということですけれども、ぜひ間に合わせて何か早く出していただいたほうがいいんかなというふうに思いますので、できたところから順次提言をしていくというふうにしてもらったらいいかなというふうに思います。

以上です。

○濱口正久委員長　ありがとうございます。

それでは、２班に関しては、三つの大きなテーマがありますけれども、出せるところから順次出していただくという方向でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○濱口正久委員長　ありがとうございます。

それでは、そのほかに関しては、一応年度内の中でできたところから順次やっていくということで進めさせていただきたいと思います。せっかくやっていただいたので、しっかりと調査の中で出てきた疑問点等々がまた１班さんもいろいろ出てきて、それに対してまた再度調査が必要だということになりましたので、またそのように今後も進めさせていただきたいなというふうに思います。

では、ほかにございませんでしょうか。

議長。

○河村　孝議長　今日はこの中間報告はもうここまでしかもまないということなんですかね。例えば、２班さんの内容について、今五十嵐さんが調査してくれたところが出ています。世古さんが調査してくれた分、責任者で瀬﨑委員が責任持って調査してくれた、多分その三つのテーマのところで、今のこの中間報告が出た段階で、皆さんの合意形成が取れるような方向性、ここをもう少しこうしたほうがいいんじゃないのかというところは、今日もみ込まんでもいいんですかね。またそれが出来上がってきてからもみ込むのか。とにかく皆さんの合意形成が取れやんことには、鳥羽市議会全体として政策提言を出すわけで、今までに市議会が提言してきた内容で予算決算常任委員会で要望してきた提言等々とやっぱりしっかり整合性が取れるような政策提言にならない

かんと思うんですが、急に市議会方向変わったなということではあかんので、その辺をもう少し皆さんにご議論いただく時間があってもいいのかなと思うんですけれども、もうここまでにしておきますか。どうですか。

○濱口正久委員長　南川委員。

○南川則之委員　議長、ありがとうございます。２班については、何度も言いますけれども、９月に提言をまとめるという形で、中間報告ということで、まだ細部にわたって全ての文言も含めてみんなで共有したるというところがちょっとできていないところがあって、あくまでも中間ですので、こういう方向づけで提言書をまとめていくんやというぐらいのボリュームのことを出しますので、再度また２班でもう一度中身の文言とか内容も含めて協議をさせていただいて、それをまた９月にもし上げる議題がある、三つの中のこれだけは上げていこうとするときには、しっかりと２班で共有した中身をまた全体会議に諮らせていただいて、９月のどこになるか分かりませんけれども、そこでしっかりと皆さんに議論してもらったほうが、今ちょっといろいろ不確定な中身のところもありますので、今日ちょっと個別の文言をまたやり取りしておると、まだ完成形ではないですもんで、ちょっと２班でもうちょっともませていただくほうがいいかなと思います。その辺だけよろしくお願いします。

○濱口正久委員長　ありがとうございます。

今、南川委員、ご指摘いただきました。あと、もし今ここで議論ができることであれば、例えば２班の方から１班のところのこういうところに関してもうちょっとここを調査してほしいとかというものがあったりとか、逆に２班のところに関してこういうところ、さっきの指摘もありましたけれども、こういうところをもっと調査したほうがいいんじゃないかという、もし今ご意見がありましたらいただきたいなと思いますけれども。

尾﨑委員。

○尾﨑　幹委員　ちょっと１班でもそうなんですけれども、先ほど言わせてもらったように町内会、市民目線の相手側が市民であるわけですから、市民の代表者である町内会さんと、うちらはまだ何の話もしていない。それを提言できるわけがないし、これを出すことによって市民からいい加減にせえと言われるかも分からんし、お金の要ること、２班さんはコミュニティの場のオノミチさんの例とか出ていますけれども、それが市民さんの目線で見た訴えにならないかんわけですから、うちらはそれが本当にまだ今からなんです。市民がこれ出した、議論してほしいんやと言うたところで、こんなもんあるかと言われたらもうそれまでの話で、そやで提言する限りはやっぱり市民の目線という確認作業がまだ行われてへんだら、やっぱり出せないんじゃないかなと思うんですけれども、そこら辺はやっぱり一番大事なところじゃないかなと思っています。

○濱口正久委員長　議長。

○河村　孝議長　尾﨑委員のおっしゃるとおりだと思います。１班さんのこの政策というのは、中間報告ですけれども、調査内容というのはすごく僕は的を射ているというか、今本当にここはどうするべきかというまちづくりの在り方について、あとは市民と行政とどういうふうにつなぐんやというところの根本の話のところで非常に重要な部分だと思います。そんな中で、恐らく先輩方はもう各事業をやってきたのはご存じだと思うんですけれども、今まで行政がやってきた流れの中で、協働の理念の下にまちづくり協議会ができて、今提言しようとしているところのもう少し大きな旧小学校区単位で、例えばそういったものをというところを考えたときに、じゃ今現在まちづくり協議会がどうなっているかというところは、もう皆さんご存じのとおりなわけで、

じゃそれに代わって次どういうふうに住民と行政をつなげていくんやというところの提案に、もう少し自治会連合会さんの話を聞きながら踏み込んでいただくのが、よりいい提言になるのかなというふうに認識しています。

そんな中で、市議会がずっと指摘している集落支援員の有効活用というのは、政策提言にも出ていますので、過去に。熊野はその協働の形を集落支援員を配置することによってブラッシュアップさせて、住民と行政をつないでいるという形で、この中には視察に一緒に行ってもらった方もいたと思うんです。それを通じて、市議会としても集落支援員をもっと積極的に設置するべきだという提言もさせてもらいました。私も自治会連合会の挨拶の中でも、手が回らんところ、要望書すら自分のところでなかなかよく作らんというようなところもあるやろうから、ぜひ集落支援員は申し込んでくださいというような案内もさせてもらっています。そんな中で、２件私のほうに相談があって、いや、申し込んだんやけれども返答もないというような、ちょっと目詰まりを起こしておるところもあるわけです。そういったところもぜひ視点に付け加えていただいて、１班さんの提言書をもう一つ先に進んだ解決策を提言していただけると、私としてはすごくありがたいなと思いますし、今までの議会が提言してきたところと整合性が得られるのではないのかなというふうに感じました。

○濱口正久委員長　ありがとうございます。

尾﨑委員。

○尾﨑　幹委員　議長、本当にすごいいいこと言うてもらったと思います。そやで……

○濱口正久委員長　少しお待ちください。

尾﨑委員、どうぞ。

○尾﨑　幹委員　ありがとうございます。昔言ったら、もう今の前の合併の当時の時代は、やっぱりふるさとを大事にせえと、ふるさと創生という、それを協働の仕組みでやれと言ってきたんが国なんです。そやけれども、総理替わったと同時にこれが地方創生に変わって、共創に変わったわけですよね。その共創の中身によって補助金をあげましょうという、今がその時代なんです。それは議長はうまいこと言ってもらったと思うんやけれども、それをしっかりとやるためには、やっぱり相手方の話は一番大事な部分になってくるとも思うもんで、私らの目線と市民の目線のやっぱり格差というか、違いをやっぱりしっかりと今回提言することが将来の鳥羽のためになると思っていますので、議長の言ったことに本当にそれはやっていかないかんことやと思っています。

以上です。

○濱口正久委員長　ありがとうございます。

倉田委員、何か付け足すことはなかったですか。大丈夫ですか。今の意見に関して、よろしいですか。

（「よく分かりました」の声あり）

○濱口正久委員長　調査した中で、恐らく１班さんと私も一緒に行かせていただきますけれども、おっしゃったような松阪さんとか伊勢市さん、それぞれ中身が若干違ったりとか、集落支援員が配置してあったりとか、条例基盤とかあると思うんですけれども、おっしゃったような目詰まりを起こしているという現状も確かにあって、それをクリアするために今新しく取り組んでいるということもありますので、調査した中で提言書の中のある程度の提言が、もしかすると、議論した中で、伊勢市さんと松阪市さんがかっちりと今まで苦労されてや

ってこられたことがあったので、これ政策提言としては、細かいところの事例も含めて、ある程度鳥羽の将来を左右するような大きなところにきちんとした未来を変えられるような提言ができるんじゃないかなということが、多分１班さんの肌感覚の中に今あって、これはもうちょっと時間をかけたほうがいいんじゃないかなということで、多分、よかったですよね。多分そういうので、年度内にずらそうということは多分もっとすごいものが提言できるんじゃないかなということやったと思うんです。よかったですかね。

木下委員。

○木下順一委員　今のその年度内なんやけれども、我々１班の中で、またこの先７月、８月、１０月、１１月とこの調査する期間はあるので、もう少し濃密にして、年度内と言わんでも年内ぐらいに、我々１班としても１２月ぐらいの議会にはというぐらいの意気込みでちょっと加速させないといかんように思うので、その辺またこれは審議等も、みんな１班の方で協議しながら、より濃いものにしていくべきやと思うし、あんまり時間ばかり猶予を持っておってもいかんと思うので、もうちょっと濃い議論をできるように進めていければと思っています。

○濱口正久委員長　１２月目指してということですね。

ほか、よろしいでしょうか。例えば、今１班に対して２班さんからこういうのをしたほうがいいとか、例えば２班に対して１班から、もうよろしいでしょうか。

世古委員。

○世古安秀委員　できるだけ早くまとめたほうが、行政に対して時間があれば、またそのことに対しての、また新年度に対してのいい意味での影響があるかなと思うんですけれども、ちょっともう一度今日は中間報告ということでいろいろと議論して、また深めていないところもあるというふうなところやもんで、もう一度、中間やないけれども、また完成までのところでのちょっとみんなの意見を聞くという機会も行政常任委員会の中でつくってもいいんやないかなと。今日やって、次はもう完成のやつを議論するということやなくても、もう一度またある程度まとめたのをまたもう一遍みんなにこういうふうなのをどうですかということで議論の場をまたつくるということもいいんじゃないかなと思うんですけれども。せっかく出すので、議長も言われたように、１班の委員だけが出すというものではないので、議会全体としてのやっぱり提言ということになれば、委員の総意というのがやっぱり必要になってくるということですので。

以上です。

○濱口正久委員長　ありがとうございます。

何か、スケジュール的にはよかったですか。

事務局。

○岡村議事総務係書記　すみません。本来であれば、９月の政策提言をスケジュールとしてはめどにして進めてきたんですけれども、今回１班さんは年度内というか、もう早ければ１２月までには調査を完了させたいというお話で、２班さんは三つあるテーマのうちから政策提言できるものはもう９月にするというお話でまとまったと思うんですけれども、また９月、行政常任委員会開催されますので、その際にまた１班さんの調査状況の報告、２班さんは最終的にどれを政策提言することになったかというのと、あと調査結果をまとめられるのであれば、もうその時点でまとめていただいて提出してもらうという形で今後進めさせていただければなと思う

んですけれども、委員長、そちらをちょっと合意取っていただく形でお願いしたいと思います。

○濱口正久委員長　今、事務局からありましたような方向性で、もう一度中間報告ないし最終的な報告、その都度９月のところでさせていただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○濱口正久委員長　ありがとうございます。そのように進めさせていただきたいと思います。

以上で所管事務調査の中間報告を終了いたします。

それでは、本日ご議論いただく内容は以上で全部になります。

本日の委員会を終わりたいと思いますが、当委員会における委員長報告につきましては、ご一任を願います。

これをもちまして行政常任委員会を散会いたします。

（午後　０時０７分　散会）

―――――――――――――――――――――

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和８年６月１５日

行政常任委員長　　濱　口　正　久